

食事提供サービス利用約款

第1章 総則

第1条(目的)

本約款は、大和倶楽部(以下「乙」という)が提供する食事提供サービス(以下「本サービス」という)の利用条件を定め、利用者(以下「甲」という)と乙との権利義務関係を明らかにすることを目的とする。

第2条(定義)

本約款における用語の定義は、次のとおりとする。

- 「本サービス」とは、乙が甲に対して調理済みの食事を配送し、提供する業務をいう。
- 「契約書」とは、本約款を補完するために甲乙間で締結する食事提供契約書をいう。
- 「年間配送カレンダー」とは、乙が定める年間の配送スケジュールをいう。

第2章 契約関係

第3条(契約の成立)

- 本契約は、甲が乙所定の契約書に署名または記名押印した時点で成立する。
- 契約内容は、本約款および契約書に基づくものとする。

第4条(契約期間)

- 本契約の期間は契約書に定めるものとする。
- 契約期間満了の30日前までに甲乙いずれからも更新拒絶の意思表示がない場合、本契約は同一条件で自動更新される。

第3章 本サービスの内容

第5条(サービス提供)

- 乙は甲に対し、栄養士監修による食事を調理・配送し提供する。
- 提供は原則として1日2食(朝食・夕食)とする。
- 昼食はオプションとし、甲の希望に基づき契約に追加することができる。

第6条(配送方法)

- 配送は原則として月曜日から金曜日の週5日とする。
- 土日祝日は休業とし、その分の食事は前営業日に前倒しで配送する。
- 年間の詳細な配送スケジュールは「年間配送カレンダー」に基づく。

第4章 料金及び支払

第7条(利用料金)

- 利用料金は契約書に定めるものとする。
- 支払方法は契約書に定める方法に従うものとする。

第8条(延滞・契約解除)

- 甲が支払期日までに利用料金を支払わない場合、乙は直ちにサービス提供を停止できる。
- 支払日から3日以上延滞した場合、乙は催告を要せず本契約を解除し、サービス提供を終了できるものとする。

第5章 契約解除及び終了

第9条(解除事由)

乙は次の各号のいずれかに該当する場合、催告なしに直ちに契約を解除できる。

- 甲が本約款または契約書に違反した場合
- 支払延滞が3日を超えた場合
- 甲が不当な要求や迷惑行為を繰り返し、本サービスの継続が困難と認められる場合

第10条(契約終了後の処理)

契約終了後も、料金未払いや損害賠償に関する甲の責任は存続する。

第6章 サービス中止・変更

第11条(サービス中止)

火災、地震、天災、テロ暴動、感染症流行、交通事情その他不可抗力によりサービスの提供が困難となった場合、乙は責任を負わない。

第 12 条(サービス内容の変更)

やむを得ない事情によりサービス内容を変更する場合、乙は事前に甲へ通知するものとする。

第 7 章 禁止事項

第 13 条(禁止行為)

甲は本サービスにおいて、次の行為を行ってはならない。

1. 提供された食事の転売または第三者への譲渡
2. 配送員や関係者への迷惑行為・暴言
3. 本サービスの運営を妨げる行為

第 8 章 個人情報保護

第 14 条(個人情報の取扱い)

1. 入居者の個人情報は、本住宅運営および生活支援サービスの提供に必要な範囲で利用します。
2. 第三者への提供は行いません(法令で要求された場合を除く)。
3. 入居者は、個人情報の開示・訂正・削除を請求することができます。

第 9 章 雑則

第 15 条(準拠法)

本約款の準拠法は日本法とする。

第 16 条(合意管轄)

本約款は日本法に準拠し、本約款に関する紛争が生じた場合、乙の本店所在地を管轄する立川地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

以上

事業所名:大和倶楽部

運営会社:大和万業株式会社

所 在 地 :東京都福生市大字熊川 896 番地

電話番号:042-508-3598

代 表 者 :代表取締役 上田雄太